

最賃改正に伴う昇給についても改正発効前に手続きすれば
キャリアアップ助成金の支給を受けることができます！

令和元年8月5日埼玉地方最低賃金審議会答申

埼玉県最低賃金(時間額)		引上げ額 (引上げ率)	改正発効日
現行額	改定額		
898円	926円	28円 (3.12%)	令和元年10月1日

支給要件を満たす例

埼玉県最低賃金の改正発効の前日(令和元年9月30日)までに、キャリアアップ計画書を事業所管轄のハローワーク又は埼玉労働局職業対策課助成金センターに提出。また、同日までにパート労働者の時給を2%以上増額(最低賃金改正に伴う賃金引上げ額を含む。)する賃金規定等を作成して昇給を実施する。

【具体例】

有期契約労働者等(パート、アルバイト等)1人のみを月100時間(1日5時間、20日勤務)使用する中小企業で、時給900円を926円(26円、2.89%引上げ)に埼玉県最低賃金の改正発効前に上げた場合は、助成金として95,000円が支給されます。

この場合、パート労働者の時給を26円上げるコストは年間31,200円ですので、助成金の支給によって相当の負担軽減になります。

※業務改善助成金との併給はできません。

お問い合わせ先

キャリアアップ助成金は

埼玉労働局職業安定部職業対策課助成金センター TEL 048-600-6217

又は事業所管轄のハローワーク

賃金規定等の見直しは

埼玉働き方改革推進支援センター TEL 0120-729-055

最低賃金の改正は

埼玉労働局労働基準部賃金室 TEL 048-600-6205